

# びんご・生と死を考える会会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会を「びんご・生と死を考える会」とする。

(所在地)

第2条 本会の事務局を福山市におく。

(目的)

第3条 本会は、だれもが生と死について、医学、宗教、福祉、哲学等の広い視野から、特定の宗派、思想、主義にとらわれることなく、学び、考え、伝え、行動することのできる場となることを目的とする。

## 第2章 事 業

(事業)

第4条 本会は目的達成のために、次の諸事業を行なう。

1. 講演会
2. 学習会
3. ピア活動（同じ立場の人同士の活動）
4. ホスピスピボランティアに関する活動
5. 心あたたかな医療 110番
6. 会報の発行
7. 全国協議会への参加
8. その他、会の目的のために必要とされる活動

## 第3章 会 員

(会員)

第5条 本会の諸事業を互いに協力して行なう者をもって会員とする。

本会の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員：本会の目的に賛同して、入会した個人または団体で、総会において定められた会費を納入したもの。
  - (2) 特別会員：本会の目的、事業に賛同し、財政的支援を行なうため特別会費を納入した個人、または法人をもって特別会員とする。
- ただし、会員以外でも、定例学習会や講演会への参加は自由である。

## 第4章 役 員

(世話人)

第6条 本会の運営のために、世話人を選出し、運営委員会を設置する。

(役員の選出)

第7条 世話人の互選により、会長（1名）、代表世話人（1名）、副代表世話人（2名）、常任世話人（若干名）、会計（1名）、会計監査（2名）を選出する。

(任務)

第8条 会長は、本会を代表して会務を掌握する。代表世話人は、会長を補佐し本会の会務を行う。副代表世話人、常任世話人は代表世話人を補佐し、代表世話人不在時の職務を代行する。会計、会計監査はその職

務を遂行する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

## 第5章 会 議

(会議)

第10条 会議は運営委員会と総会とする。

(開催)

第11条 運営委員会は必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。

(任務)

第12条 運営委員会は、本会の運営、事業計画の策定、推進にかかわるすべての会務を討議決定する。

(総会)

第13条 総会は会長の招集によって年1回開催し、事業報告、年次会計報告等会務を報告し、次年度事業計画の承認を求める。総会は会員の過半数（委任状も含む）の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数で決する。次期代表世話人の選出は総会時に行なう。

## 第6章 会 計

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月に始まり3月に終了する。

(経費)

第15条 本会の事業は次の各号の収入により運営する。

1. 年会費
2. 特別会費
3. 賛助会費
4. 寄付金
5. その他の収入

(会費)

第16条 年会費は3,000円とする。特別会費は1口10,000円とする。賛助会費は1口10,000円とする。

(ホスピス基金)

第17条 ホスピス運動のためにホスピス基金を設置し、一般会計とは別途管理することとする。

(決算)

第18条 会計は年度決算を行ない、世話人会に提出し、その承認をうけ、総会に報告する。

## 第7章 付 則

- ・この会則は1998年7月26日、本会発足とともに施行される。
- ・常任世話人、世話人の定数、及び担務は会長が必要に応じ定める。
- ・本会に顧問（若干名）をおくことができる。顧問は会長が委嘱する。
- ・本会の事務局は、福山市野上町3-4-32に置く。
- ・1999年1月31日、名誉会長にアルフォンス・デーケン先生就任。
- ・この会則は、2010年5月22日に改正、施行された。